

多摩市立図書館本館再整備
基本・実施設計業務委託に係るプロポーザル
募集要項

東京都多摩市教育委員会

1 趣旨

多摩市立図書館本館再整備基本・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル方式による提案募集の詳細は、以下のとおりとする。

2 プロポーザルの基本事項

(1) 件名：多摩市立図書館本館再整備基本・実施設計業務委託に係るプロポーザル

(2) 募集方式：公募型

(3) プロポーザルの目的

多摩市立図書館本館の再整備（中央図書館の建設）を、「『知の地域創造』のための図書館」を基本理念とし、「多摩市立図書館本館再整備基本計画（平成 30 年 8 月策定）」をもとに進めるため、柔軟かつ高度な設計能力、豊富な実績及び円滑に事業を推進する業務体制を有する設計者を選定する。選定にあたっては、価格による競争ではなく、提出される提案書により、設計者の技術力や業務実績等を総合的に評価し、最適な受託候補者を見極めることができる公募型プロポーザル方式による選定手続きを採用する。

(4) 主催者：多摩市教育委員会

(5) 事務局：多摩市教育部図書館 企画運営担当

住所：〒206-0033 多摩市落合 2-29 多摩市立図書館本館

電話：042-373-7955、FAX：042-375-9459

E-mail：tm716000@city.tama.tokyo.jp

(6) 契約目途額：161,862,840 円（消費税込）

(7) 支払条件：前払い及び完了払い

(8) スケジュール（予定）

① 募集要項等のホームページ掲載：平成 30 年 10 月 9 日（火）

② 参加表明書提出日：平成 30 年 10 月 24 日（水）～26 日（金）

③ 質問受付期間：平成 30 年 10 月 29 日（月）～11 月 2 日（金）

④ 質問回答期間：平成 30 年 11 月 5 日（月）～9 日（金）

⑤ 提案書の受付期間：平成 30 年 12 月 3 日（月）～10 日（月）

⑥ 第一次審査：平成 30 年 12 月 24 日（月）

⑦ 第一次審査結果の通知：平成 30 年 12 月 25 日（火）

※ プロポーザル提案書提出者全員に通知する。

⑧ 第二次審査：平成 31 年 1 月 14 日（月）

⑨ 第二次審査結果の通知：平成 31 年 1 月 22 日（火）

※ 第二次審査参加者全員に通知する。

⑩ 契約締結：平成 31 年 1 月 31 日（木）

(9) 制約条件

プロポーザル提案に際しては、多摩市立図書館本館再構築基本構想及び多摩市立図書館本館再整備基本計画の提言を十分に尊重し、計画事業費の範囲内、延べ面積 5,500 m²以内、事業スケジュール内で実現可能な提案内容とする。

○ 事業スケジュール

年度	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)
事業 スケジ ュール	2月 プロポ手続	(約 14 ヶ月) 基本設計 基本設計 確定 (7月) 実施設計	事務手続	(約 20 ヶ月) 工事	11月 開館準備 図書館本館開館

- ・ 基本・実施設計業務：平成 31 (2019) 年 2 月～平成 32 (2020) 年 3 月 (14 ヶ月)
- ・ 建設工事：平成 32 (2020) 年 10 月～平成 34 (2022) 年 5 月 (20 ヶ月)
- ・ 開館準備：平成 34 (2022) 年 6 月～10 月 (5 ヶ月)
- ・ 開館：平成 34 (2022) 年 11 月

3 参加資格

プロポーザル参加者は、次の要件を満たすものとする。

- ① 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された業者（以下、「電子登録業者」という。）で、電子自治体「多摩市」、申請業種「建築設計」に登録があること。
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であって、多摩市の契約案件において、過去 3 年間、同法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当しない者であること。
- ③ 技術提案書提出期限時において、多摩市もしくは国（公社・公団を含む）又は他の地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。
- ④ 経営不振の状態〔会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき、更正手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づく民事再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、多摩市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。〕にないこと。（但し、契約時に上記経営不振の状態にあるものは契約しない。）
- ⑤ 多摩市議会政治倫理条例及び多摩市長等政治倫理条例に基づき、多摩市議会議員等本人及び配

偶者並びにこれらの二親等内の親族が経営する企業等、又は議員等が実質的な支配力を持つと思われる企業等でないこと。

- ⑥ 二親等内の親族が経営する企業等又は二親等内の親族同士が株式又は出資総額の2分の1以上を有する企業同士は、いずれか1者のみ本案件に参加することができる。
- ⑦ 事業協同組合と組合構成員は、いずれか1者のみ本案件に参加することができる。
- ⑧ 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ⑨ 参加者は、図書館法に基づく図書館及び大学図書館の新築に関する設計業務実績、または、5,000㎡以上の公共施設（庁舎・教育・文化施設）の新築に関する設計業務実績があること。なお、設計業務とは基本設計から実施設計までの業務とし、平成20年4月1日から公告日の前日までに設計業務が完了していること、または期間内に竣工した建築物であること。
- ⑩ 設計業務委託仕様書に則り、主任担当技術者は意匠、構造、積算、電気設備、機械設備の業務においてそれぞれ定め、意匠については参加者が属する法人の担当技術者を2名以上配置すること。なお、必要に応じてこれ以外の技術者を配置することは差し支えない。
- ⑪ 関東地区（東京都・神奈川県・埼玉県・群馬県・栃木県・茨城県・千葉県）に本社または支社があること。

4 業務委託内容等

(1) 委託内容

- ① 委託件名：多摩市立図書館本館再整備基本・実施設計業務委託
- ② 履行期間：契約締結の翌日から平成32年3月19日（木）まで
- ③ 業務内容

業務内容の詳細は、参加表明書提出時に配布する「基本・実施設計業務委託仕様書、特記事項」による。

(2) 委託契約

上記（1）の業務に関する委託は、多摩市の定める予定価格の範囲内の見積書提出に依り、契約を締結する。ただし、契約締結時までに参加資格②～④の要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

5 提出書類等

(1) 参加表明の内容、提出方法等

プロポーザルに参加表明しようとする者は、以下のとおり参加表明書を提出すること。

① 提出書類

様式に則り、参加表明書（様式1）・参加要件確認書（別紙）を提出すること。様式は、市ホームページから入手すること。

② 提出方法

提出日までに提出場所に持参すること。なお、必ず事前に電話連絡し、日程調整のうえ来庁すること。

③ 提出場所

多摩市立図書館本館 2階 教育部図書館 企画運営担当

住所：〒206-0033 多摩市落合 2-29

電話：042-373-7955、FAX：042-375-9459

④ 提出日

平成30年10月24日（水）～26日（金）午後4時まで

（受付時間：午前9時から正午および午後1時から午後4時）

⑤ 参加表明者には参加表明書提出時に、次のものを配布する。

ア、プロポーザル（技術提案書）評価基準

イ、プロポーザル提案様式集

ウ、多摩中央公園の図面一式（配置、高低差、樹木図等）

エ、基本・実施設計業務委託仕様書、特記事項

⑥ 参加資格の審査について

提出された参加表明書をもとに参加資格の審査を行い、参加事業者が決定したら、参加決定通知書を送付する。

(2) 提案書の内容、提出方法等

プロポーザル提案をしようとする者は参加表明をし、参加資格の審査を通過したうえで、以下のとおりプロポーザル提案書を作成し、提出しなければならない。

① 提出書類

提案書作成要領及び様式に基づき、プロポーザル提案書を作成の上、提出すること。

② 提出場所

多摩市立図書館本館 2階 教育部図書館 企画運営担当

住所：〒206-0033 多摩市落合 2-29

電話：042-373-7955、FAX：042-375-9459

③ 提出期間

平成30年12月3日（月）～10日（月）

（受付時間：土日祝日を除く午前9時から正午および午後1時から午後4時）

④ 提出方法

提出期限までに提出場所に持参すること。なお、来庁時には必ず事前に電話連絡すること。

⑤ 提出部数

「提案書作成要領」の最終ページ「プロポーザル提案書類等一覧」を参照のこと

※ 様式4A～Cについては、13部の提出を依頼しているところだが、内9部には、各書式とも提案者名・主任者等の名称等は記入しないものとし、他4部には記入すること。

⑥ 提出上の留意事項

- ・ プロポーザルの参加が決定していない者のプロポーザル提案書は受理しない。
- ・ 提案書は、提案書作成要領及び様式によることとし、これに合致しない場合は受理しない。

- ・ プロポーザル提案書を受理した後は、追加および修正は認めない。
- ・ 要求した内容以外の書類は受理しない。
- ・ 提出資料について、事務局から事実関係等について問合せをする場合がある。

6 現地確認について

主催者による整備予定地の視察会等は予定していない。提案にあたって、現地視察を実施する場合は、公園利用者等の妨げにならないよう配慮すること。

7 審査方法

(1) 審査

最適受託候補者の選定にかかる審査は、多摩市が別に定める要領により組織された「多摩市立図書館本館再整備基本・実施設計業務委託プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が実施する。

(2) 審査委員会委員

会 長	上野 淳	首都大学東京学長
委 員	大原 一興	横浜国立大学大学院教授
委 員	常世田 良	立命館大学文学部教授
委 員	祐乗坊 進	東京農業大学客員教授
委 員	佐藤 稔	多摩市 施設政策担当部長
委 員	須田 雄次郎	多摩市 教育部長
委 員	戸田 義次	多摩市 企画政策部施設保全課長
委 員	澤井 貴之	多摩市 企画政策部特定施設担当課長
委 員	横倉 妙子	多摩市 教育部図書館長
事務局	多摩市	教育部図書館

(3) 審査方法

本プロポーザルの審査は、審査委員会において採点方式により審査する。

審査方法は、2段階方式とし、第一次審査では、提出された技術提案書を審査委員会において書類審査し、上位数者（3者から5者程度）を選定する。

第二次審査では、第一次審査を通過した提案者によるプレゼンテーションに対して、ヒアリングを実施し、最適受託候補者及び次席者を選定する。プレゼンテーションは、技術提案書の範囲内とし、パワーポイント等を利用しても良いものとするが、追加資料の使用は認めない。詳細については、第一次審査通過者に別途通知する。

(4) 審査項目（評価基準）

① 第一次審査の評価基準

	評価項目	評価事項
1	企画提案 (68点)	(1) 「知の地域創造」に寄与する図書館。まちにひらく、まちにつながる図書館についての提案 (2) 限られた面積・予算を有効活用できる空間の提案 (3) 設計業務の進め方についての提案
2	組織の実力※ (20点)	設計業務実績、受賞歴、技術力等 ・ 図書館法に基づく図書館及び大学図書館の新築に関する設計業務実績、または、5,000㎡以上の公共施設（庁舎・教育・文化施設）の新築に関する設計業務実績を10件以内で記載すること。 ・ 設計業務は基本設計から実施設計までの業務とし、平成20年4月1日から公告日の前日までに設計業務が完了していること、または期間内に竣工した建築物であること。 ・ 設計とは、基本設計から実施設計までの業務とし、どちらかのみ設計業務及び基本計画並びに監理業務は含まない。
3	担当チームの能力 (12点)	(1) 各主任技術者の資格・経験年数・実績 (2) 担当技術者（2名以内）の資格・経験年数・実績

※ 組織とは、提案者の属する法人をいう。

② 第二次審査の評価基準

	評価項目	評価事項
1	担当チームの対応 (40点)	(1) 提案内容の的確性・実効性（20点） (2) 取り組み意欲（20点）

※ 第二次審査においては、第一次審査の得点は考慮しない。

(5) 審査結果の発表（予定）

① 第一次審査結果：平成30年12月25日（火） プロポーザル提出者全員に通知する。

② 第二次審査結果：平成31年1月22日（火） 第二次審査参加者全員に通知する。

※ 最適受託候補者になった場合は、組織名を公式ホームページに公表する。

(6) 参加報酬

プレゼンテーション等に係る費用は提案者の負担とし、参加報酬（報償費）は支払わない。

(7) その他

① 提案自体が各提案者の知的財産であることに鑑み、他者に提案者の技術提案内容が知られないようにするとともに、審査委員会委員においても、委員である間及びその後も秘密保持を義務付けるものとする。

② 落選者は、審査結果の説明を求めることができ、主催者は書面で回答するものとする。

8 プロポーザル提案書の無効について

以下の条件の一つ以上に該当する場合は無効とする。

- ① 本プロポーザルの募集要項及び提案書作成要領に示された条件に合致しないもの
- ② 上記①に定める要領の書式に示された記載事項の全部または一部が記載されていないもの及び記載事項以外の内容が記載されているもの
- ③ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- ④ 提出書類に、故意に提案者が判別できるようにされたもの
- ⑤ プロポーザル参加表明書が提出されていないもの
- ⑥ 本プロポーザルに関して、審査委員に不当接触した者又は接触しようとした者
- ⑦ 本プロポーザルに関して、虚偽の事実が判明した場合

9 質疑及び回答

このプロポーザルの質疑は、参加事業者から質問書（様式2）により、e-mailで行うものとする。

- ① 送付先アドレス：tm716000@city.tama.tokyo.jp
 - ② 質問書の受付期間：平成30年10月29日（月）～11月2日（金）午後4時までとする。
 - ③ 質問回答期間：平成30年11月5日（月）～9日（金）
 - ④ 回答方法：参加事業者全員にe-mailで回答する。
 - ⑤ 質問回答は、実施要領の追加または修正とみなす。
- ※ 質問者はe-mail送信後、電話連絡により事務局に送信の確認をすること

10 関係資料等の公開について

本プロポーザルの参加等に係る情報、書類は、市ホームページに公開するので、必要に応じて市ホームページから入手すること。

- ① 多摩市立図書館本館再整備 基本・実施設計業務委託に係るプロポーザル募集要項
- ② 多摩市立図書館本館再整備事業の基本的な考え方
- ③ 多摩市立図書館本館再整備 基本・実施設計業務委託に係るプロポーザル提案書作成要領
- ④ 参加表明書（様式1）・参加要件確認書（別紙）
- ⑤ 質問書（様式2）
- ⑥ 多摩市立図書館本館再整備基本計画（本編・概要版）
- ⑦ 多摩市立図書館本館再構築基本構想（本編・概要版）

11 その他

- ① 提出された参加表明書および提案書は、提案書の提出者の選定及び提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- ② 提出された書類は、選定作業に必要な範囲等において複製する場合がある。

- ③ 提出された書類等一式は、返却しない。
- ④ 提案書に記載された各主任担当者は、病休・退職・死亡など極めて特別な理由を除き変更することはできない。
- ⑤ 本プロポーザルの作成のために多摩市より受領した資料は、多摩市の了解なく公表・使用することはできない。
- ⑥ 契約手続きは、多摩市契約事務規則の規定による。
- ⑦ プロポーザル参加表明書提出後、期限までにプロポーザル提案書が提出されない場合は辞退と見なす。